用語解説

用　語	解　説
■　ア行	
アウトリーチ	「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味。社会福祉の分野では、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組み。
アクセシビリティ	情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。
移動支援	屋外での移動に困難がある方に、外出のための移動を支援し、地域での自立生活及び社会参加を促進するサービス。
インフォーマル	自治体や専門機関など、 フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、 ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。
音声コード	表示される信号の内容を、音響によって視覚障がい者に知らせるコード。
■　カ行	
共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援などを行うサービス。
計画相談支援	障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うサービス。
合理的配慮	障がいがある人が困っているときや障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲でできる限り対応していくこと。
■　サ行	
サテライト型グループホーム	グループホームの新たな支援形態の１つとして本体住居との密接な連携を前提として．ユニットなど一定の設備基準を緩和した１人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組み。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービス。

用　語	解　説
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間において就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援（A 型・B 型）	般企業等での就労が困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
障害者基本法	障がい者施策に関する総合的基本法で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
障害者虐待防止法	障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
障害者差別解消法	行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。
自立支援（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間において身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により 1 級から 6 級がある。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級がある。
生活介護	常に介護が必要な方に、日中において施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス。
生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。
成年後見制度	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。介護保険の実施にあわせ、民法を一部改正し、従来の禁治産・準禁治産制度を改め、また比較的軽度な人の利用（補助の創設）や、判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。

用　語	解　説
ソーシャルワーカー	専門的知識及び技能をもって、身体上もしくは精神上の障がいがある又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。
相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
■　タ行	
短期入所（ショートステイ）	在宅の障がい児・者を介護する方が病気の場合などに、障がい児・者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の支援などを行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談などを行うサービス。
地域共生社会	高齢者や障がいを持つ人たちを地域で支え合うという考え方。福祉サービスでは対応できない高齢者や障がい者に対する支援を地域住民が行っていく社会をめざす方針。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談などを行うサービス。
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。
通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の支援などを行うサービス。
■　ナ行	
難病	原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称。障害者総合支援法では、難病等も障がい者の定義に加えられた。
日中一時支援	日中に一時的に自宅で介護することが困難となった場合、施設等で日中活動の場を提供し、障がい児・者の見守りや社会に適応するための訓練を行うサービス。
農福連携	担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携した取組み。

用　語	解　説
■　ハ行	
発達障害	脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。
パラスポーツ	障がい者向けスポーツ。
バリアフリー	障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。具体的には、段差の解消や手すりの設置のほか、道路の整備やスロープ、点字の案内板の設置、点字ブロックの設置などがあげられる。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。
福祉避難所	高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、在宅難病患者など特別な配慮が必要な「要配慮者」向けの避難所。
ペアレントトレーニング	主に発達障害の子どもをもつ保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。
保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がい児や指導者に対して、集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービス。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
■　ヤ行	
ユニバーサルデザイン	「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであるが、障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。 特別な製品や調整をすることなく、可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのこと。
■　ラ行	
療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス。
レスパイト	障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。